

清水町優秀児童・生徒派遣費助成基準

(目的)

第1条 スポーツ活動及び文化芸術活動において優秀な成績・記録を収め、全道大会、全国大会若しくはこれらに類する競技会や発表会（以下「大会等」という。）に参加する個人又は団体に対して、参加経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象大会)

第2条 助成対象とする大会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、全道大会等は全道一円若しくは2分割までのものとし、全国大会等は全国一円若しくは2分割までのものとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体が主催又は共催する大会等
- (2) 全日本若しくは北海道段階の各種協会・連盟が主催又は共催する大会等
- (3) 第1号、第2号に準じるものとして、教育長が認める大会等

2 中学校体育連盟若しくは中学校文化連盟が主催又は共催する大会等であって、別に定める「中学校各種大会参加助成支援要綱」により町費助成を受けるものは対象外とする。

(助成対象とする児童生徒)

第3条 助成対象とする児童生徒は、清水町内に居住し小・中学校に在学するもの（町外に区域外就学する児童生徒を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 地区予選の結果により、全道若しくは全国大会等の出場権を得たもの
- (2) 大会開催要項で定める参加標準記録等を突破し、全道若しくは全国大会等の出場権を得たもの
- (3) 競技団体等において優秀者として十勝管内若しくは北海道の代表として選抜され、全道若しくは全国大会等に出場するもの
- (4) その他、第1号から第3号までに準じるものとして、教育長が認めるもの

2 団体の場合に助成対象とする児童生徒は、大会開催要項等で定められた登録選手に限るものとする。

3 参加を希望すれば無条件に出場できる場合は、助成対象外とする。

4 企業から資金提供を受け、かつ、企業名が入っているユニホームの着用等して大会等に出場する場合は、助成対象外とする。

(助成対象とする引率者)

第4条 引率者として助成対象とする者は、児童生徒に帯同する指導者（監督、コーチを含む。）であって、児童生徒が個人の場合は1名、団体の場合は2名以内を助成対象とする。

(助成対象経費及び算定基準)

第5条 助成対象経費は、交通費、宿泊費及び大会等参加費とする。ただし、大会等が十勝管内で開催される場合は、交通費及び宿泊費は助成対象外とする。

2 助成額は実費の範囲内とし、次の各号による算定基準に基づき、教育長が認めた額とする。

(1) 交通費は、大会等の日程や開催地を考慮し、最も経済的・合理的な交通手段によるものとする。

ア 公共交通機関を使用する場合

助成対象者の居住地の最寄り駅又は停留所等から大会等の会場及び宿泊施設までの区間における鉄道・路線バス・船舶・航空等の利用料金を算定する。

鉄道における特別急行料金及び座席指定料金は、乗車区間が100キロメートル以上の場合に算定する。

船舶における運賃等級が2階級以上に区分されている場合は、最下級より1階級上位区分の運賃を助成上限とする。

航空における運賃等級が2階級以上に区分されている場合は、最下級の運賃を助成上限とする。

イ 自家用自動車を使用する場合

燃料費、有料道路料金、駐車場料金を算定する。

燃料費は、走行距離数にガソリン1リットル当たりの価格(税込)の10分の1の額を乗じて得た額とする。なお、走行距離数は、合理的な経路による走行距離として教育長が算出したキロメートル数とし、ガソリン1リットル当たり価格(税込)は、大会等に参加するための旅程の初日における町の購入実績単価とする。

有料道路料金は、利用区間が原則100キロメートル以上であって、合理的な経路における利用として認められる場合に算定する。

ウ バス等の借上車両を使用する場合

車両借上料(運転手付きを含む。)、借上車両燃料費、有料道路料金、駐車場料金、宿泊を伴う旅程の場合は運転手の宿泊料金を算定する。

借上車両の使用は、助成対象者が原則10名以上乗車し、経済的・合理的なものとして認められる場合に算定する。

有料道路料金は、利用区間が原則100キロメートル以上であって、合理的な経路における利用として認められる場合に算定する。

(2) 宿泊費は、実費額とする。ただし、大会等の主催者が宿泊施設を指定する場合を除き、1名1泊つき11,000円(宿泊地が北海道外の政令指定都市の場合は12,000円とする。)に宿泊日数を乗じて得た額を助成上限とする。

ア 前泊又は後泊は、大会等の日程(公式練習は大会日程に含む。)及び交通手段を考慮し、原則、前泊にあつては大会当日の午前7時前に町内を出発することを要する場合、後泊にあつては大会当日の午後6時までに帰町できない場合に算定する。

(3) 大会等参加費は、参加負担金、選手登録料及びプログラム代の実費額とする。ただし、プログラム代は、助成対象とする児童生徒が個人の場合は1部、団体の場合は3部以内を助成上限とする。

- (4) 助成対象経費について、助成対象者とその他の者が合同で負担する場合は、助成対象経費を負担する全体人数と助成対象者の人数で按分した額（円未満切捨）を算定する。
- (5) 助成対象経費に対して、主催者又は競技団体等から助成がある場合は、当該助成額を差し引いて算定する。
- 3 前項各号に定める算定基準により難い特別の事情があると教育長が認めた場合は、算定基準をその都度決定する。

(派遣費助成申請)

第6条 助成費の交付を受けようとする者は、大会等開催日の7日前までに、清水町優秀児童・生徒派遣費助成申請書（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。ただし、事前申請ができない特別な事由があるときは、その限りではない。

(助成の決定・不決定)

- 第7条 教育長は、前条の申請内容を審査し助成対象とするときは、清水町優秀児童・生徒派遣費助成決定（前金払）通知書（別記様式第2号）又は、清水町優秀児童・生徒派遣費助成決定通知書（別記様式第2号の2）により通知する。
- 2 教育長は、前条の申請内容を審査し助成対象外とするときは、清水町優秀児童・生徒派遣費助成不決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

(結果の報告)

第8条 助成決定を受けた者は、大会終了後、2週間以内に清水町優秀児童・生徒派遣費結果報告書（別記様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

(助成金の額確定)

第9条 教育長は、前条の結果報告を審査し助成金の額を確定したときは、清水町優秀児童・生徒派遣助成確定（精算）通知書（別記様式第5号）又は、清水町優秀児童・生徒派遣助成額確定通知書（別記様式第5号の2）により通知する。

(交付決定の取消及び返還)

- 第10条 次の各号に該当する場合、教育長は助成の決定を取消し、既に交付した助成費の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- (1) 助成費を目的以外の経費に使用したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。

(その他)

第11条 この基準の定めのない事項は、教育長がその都度決定する。

(令和 4年 4月 1日 教育長決定)